

## 明石市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書

### 1 運営物件

#### ①場所

明石市役所本庁舎南会議室棟2階の一部ほか（別図参照）

#### ②所在地

明石市中崎1丁目5番1号

### 2 食堂運営に伴う使用料

無償とする。

### 3 経費の負担

#### (1) 光熱水費等

電気料金、水道料金、下水道料金については、別途明石市が発する納入通知書により、納期限までに納入すること。

なお、ガス料金、電話料金については、直接各供給会社に支払うこと。

#### (2) 食堂で飲食物を販売するために必要な各種手続きに要する一切の費用

#### (3) 既設厨房設備等を故意または過失により故障・破損させた場合の補修等に要する費用（経年劣化等にもなう故障等による補修等に要する費用は除く）

#### (4) 既設厨房設備等以外のものを新たに設置又は更新する場合における設置・維持補修及び撤去に要する費用（事前に書面により本市の承認が必要）

#### (5) 店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により本市の承認が必要）

#### (6) 調理・配膳に必要な資材の調達・交換に要する費用

#### (7) 使用許可にかかる範囲の室内照明管球の調達・交換に要する費用

#### (8) 清掃・防虫・防鼠・消毒等の衛生管理に要する費用

#### (9) ごみ処理に必要な一切の費用

### 4 使用条件等

#### (1) 運営可能期間

2025年(令和7年)2月6日(木)から2028年(令和10年)3月31日(金)まで

(なお、運営事業者は年度毎に行政財産使用の申請を行い許可を受けること。明石市は、明石市が当初に設定した募集条件及び運営事業者から提案された内容を変更しないことを前提に、年度毎に行政財産使用の許可を行うこととする。)

#### (2) 営業時間

営業時間は、本庁舎開庁日の午前11時00分から午後2時00分までを必須の時間帯とし、明石市と協議の上、決定する。(12/29~1/3まで及び土日祝日以外の日が開庁日) また、営業時間の延長及び本庁舎閉庁日の営業については運営事業者の提案とし、

明石市と協議の上、決定する。なお、庁舎の維持管理にかかる点検や修繕等の際には、最大限の協力（休業も含む）をすること。

(3) 客席

客席部分はフリースペースとし、飲食物の持ち込みは可能とする。ただし、食堂営業時間中におけるテーブル等の清掃については、運営事業者が行うものとする。

(4) 厨房設備等

厨房設備等は、別表「厨房設備一覧表」のとおり、現在設置しているものについて貸与する。また、運営事業者は食堂で使用するフロン類を使用した場合は、機器の点検を実施し、点検の記録を明石市に提出すること。ただし、弁当販売等の運営形態をとる場合は、厨房設備を使用しないこともできる。

(5) 火元責任者の配置

食堂内の厨房設備を使用する場合は常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。

(6) 禁煙

使用許可物件内は、終日禁煙とする。(なお、明石市役所敷地内は全面禁煙である)

(7) 食材・物品類の搬入・搬出について

食材・販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。駐車場所及び搬入出経路は、あらかじめ本市の指示を受けた方法とする。

(8) 廃棄物等の処理

食堂運営によって生じる廃棄物については、運営事業者が自らで処理するとともに、減量化等の取り組みを行うこと。

(9) 提供メニュー及び販売価格

提供メニュー及び販売価格は、運営事業者が定めることとする。ただし、アルコール類の販売は禁止とする。庁内への出前については、これを妨げない。なお、販売価格については、営業開始後1年間は維持するものとし、販売価格を変更するときには明石市の承認を得ること。

(10) 湯茶の提供

食堂内の厨房設備を使用する場合において、昼食時間帯については、運営事業者の負担で湯茶の提供サービスを行うこと。

(11) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担で行うものとする。

また、営業に関して必要な許認可につき、営業開始までにその写しを明石市に提出すること。

(12) 衛生管理

運営事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案（食中毒等）については、すべて運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに明石市（総務局財務室管財担当）へ報告すること。また、衛生管理

及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(13) 事故等への対応

運営事業者は、事故防止を徹底するとともに、万一事故が発生した場合には、すべて運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに明石市に報告すること。

(14) クレーム・要望への対応等

利用者からのクレーム等には、運営事業者が責任をもって対応すること。また、利用者からの要望を吸い上げる取り組みをするとともに、定期的に明石市と協議の場を持つこと。

(15) 営業状況等の報告

運営事業者は、毎月の収支、提供食数及びその他本市が求める報告について、提出すること。

(16) 貼紙、看板

使用許可を受けた場所以外での貼紙、看板等の表示は原則認めない。ただし、食堂利用者への情報を発信するものについてはこの限りでない。

(17) 通勤用車両の駐車禁止

市役所敷地内における通勤用車両の駐車は禁止とする。

(18) 非常時・災害時の対応

非常時・災害時は、本市と連携・協力すること。

(19) その他

この仕様書に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については、明石市と運営事業者が協議するものとする。

## 5 使用上の制限

- (1) 使用物件は、最善の注意を持って、維持保存すること。
- (2) 使用物件を庁舎内食堂の運営以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用物件の全部又は一部を第三者に使用させないこと。

## 6 食堂運営事業者決定の取り消し又は変更

明石市は、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに決定した食堂運営事業の取り消し又は変更をすることができる。その場合、当該取り消し又は変更によって生じた損失の補償を本市に請求することはできない。

- (1) 本市において使用物件を必要とするとき。
- (2) 本市に納入すべき使用料及び光熱水費等を延滞し、本市から催告を受けたにもかかわらず、これを納入しないとき。
- (3) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 行政財産使用許可に附した条件及び本仕様書の各条項に違反したとき。
- (5) 財産状況の悪化や監督官庁からの営業停止等の処分を受けるなど、著しく信用が失墜したと認められるとき。

## 7 原状回復

食堂運営事業者が食堂を使用しなくなったときは、自己の費用で、本市の指定する期日までに使用物件を速やかに原状に回復させること。ただし、本市が特に承認したときはこの限りではない。なお、本市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用を運営事業者の負担とする。この場合、運営事業者は何等の異議を申し立てることはできない。

## 8 損害賠償

運営事業者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部または一部を滅失又は棄損したときは、当該滅失又は棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。また、既設厨房施設の故障を原因とする運営事業者が被った損害については、明石市に損害賠償を請求することはできない。

## 9 有益費等の請求権の放棄

運営事業者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他費用を明石市に請求することはできない。

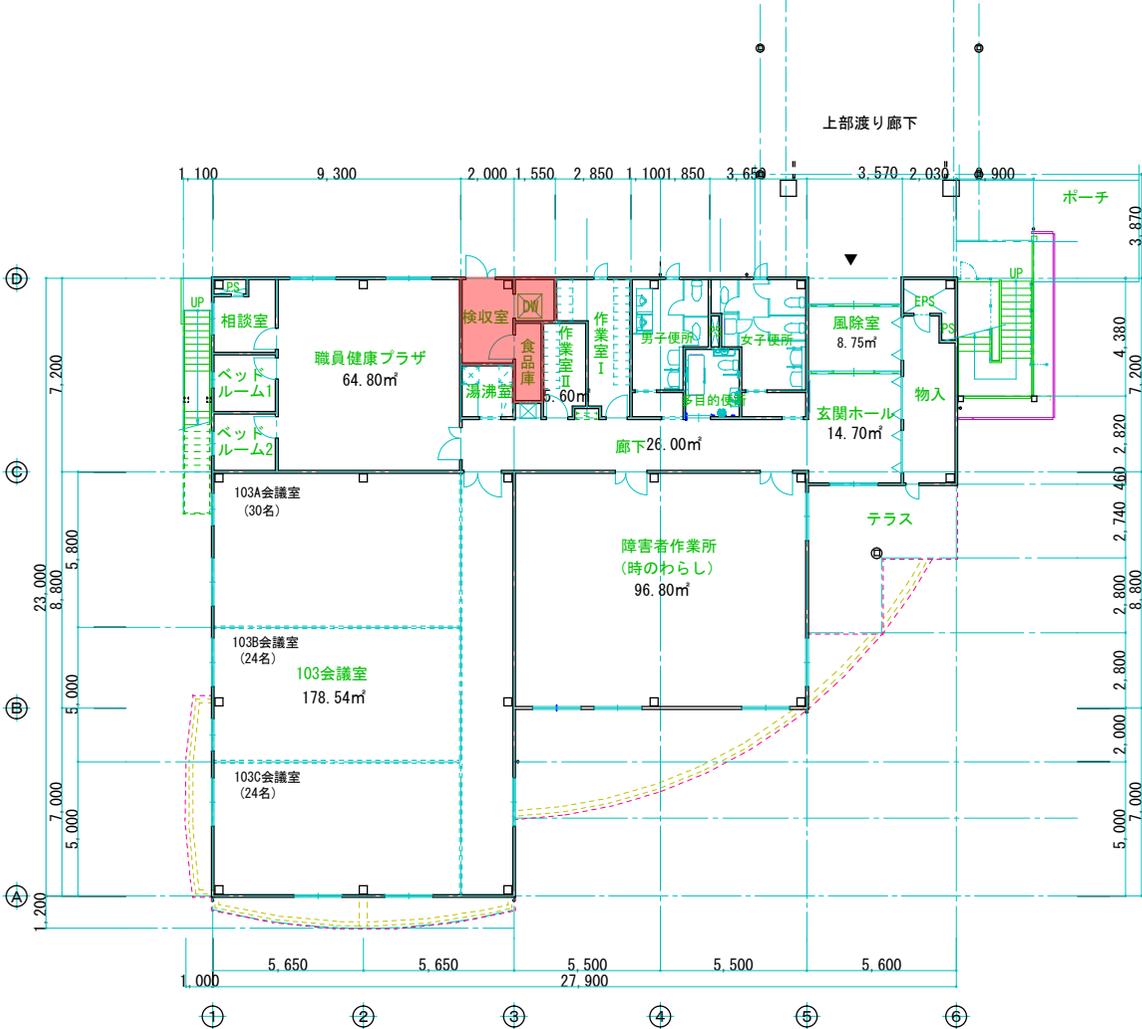
## 10 実地調査等

本市は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示できるものとする。

## 11 法令の遵守

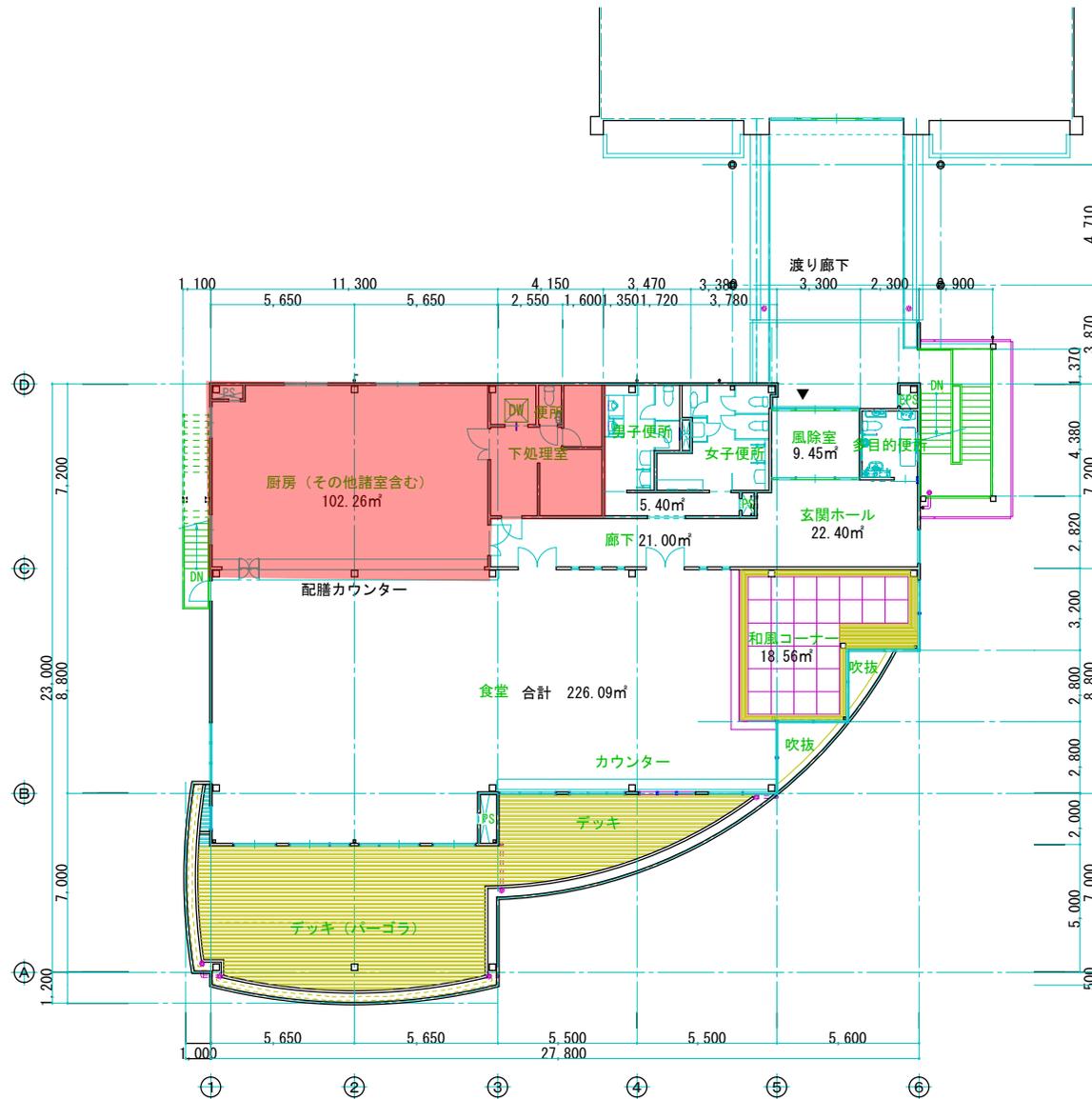
使用物件の使用及び庁舎内食堂の運営にあたっては、関係法令及び関係規定を遵守すること。

赤着色部分が  
使用可能場所



図面名称	南会議室棟 1階	縮尺	1/200	面積 (m <sup>2</sup> )	504.20
	明石市総務局財務室管財担当			2024年 4月	

赤着色部分が  
使用可能場所



図面名称	南会議室棟 2階	縮尺 1/200	面積 (㎡) 487.94
	 明石市総務局財務室管財担当		2024年 4月

## 明石市役所食堂の営業概要（8月までの状況）

### 営業時間

午前8時30分から午後3時00分まで（ラストオーダー 午後2時30分）

### 座席数

4人掛けテーブル	21脚	計	84席、
2人掛けカウンターテーブル	8脚	計	16席
4人掛け座敷	5席	計	20席

### 食堂運営事業者の使用範囲

厨房のみ（客席部分はフリースペースとして開放、飲食物の持ち込み可）

### 厨房施設(貸与)

別紙「厨房設備一覧表」のとおり

### 令和5年度の売り上げ状況

日替わり定食（600円 2種類）	1日	80食程度
特別定食（650円 1種類）	1日	8食程度
めん定食（600円 1種類）	1日	7食程度
日替わり丼（450円 1種類）	1日	8食程度
カレー（450円 1種類）	1日	5食程度
麺類（具入り400円 具なし350円）	1日	13食程度

### 市役所本庁舎の職員数

約1,200人

### 光熱水費

電気料金・水道料金については、明石市が立て替え払いをした後に徴収  
（令和5年度 電気料金・水道料金併せて約12万円/月）

明石市が定める下記計算方式で算出した金額（1円未満切り捨て）

使用量×明石市が定める単価

電気料金単価：対象月の本庁舎分の電気料金÷使用量

（小数点第2位以下切り捨て）

水道料金単価：前年度の本庁舎分の水道料金÷使用量

（計算した単価の1円未満切り捨て）

ガス料金・電話料金については、食堂運営事業者が各会社と個別契約  
（支払金額は不明）

その他

市が貸与する厨房設備の故障を原因とする損害については、市は賠償責任を負わない